

東北帝国大学農科大学附属大学予科に関する一考察

—大学令施行（一九一八年）以前における帝国大学予科の性格—

江 津 和 也

はじめに

本稿は、大学令によって規定された大学予科という制度類型に関する歴史的考察のための基礎的作業として、大学令以前において帝國大学に付設されていた唯一の大学予科、すなわち東北帝国大学農科大学附属大学予科の性格の一端を明らかにしようとするものである。

大学令施行以前、すなわち一九一八（大正七）年以前において正規の大学として存在したのは帝國大学のみであり、それは東京帝國大学（一八八六年設置）、京都帝國大学（一八九七年設置）、東北帝國大学（一九〇七年設置）、九州帝國大学（一九一一年設置）、そして大学令制定直前に設置された北海道帝國大学（一九一八年設置）の五つにすぎなかつた。これら帝國大学へは、高等学校大学予科（いわゆる旧制高校⁽¹⁾）の卒業者が進学することになつており、旧制高校—帝國大学が「正系」の進学ルートとされていた。しかしながら札幌農学校を受け継いだ形で創設され、北海道札幌に位置した東北帝國大学農科大学

（のちに北海道帝國大学となる）だけには附属大学予科が置かれ、そこで大学予備教育が行われていたのである。これによつて、東北帝國大学では高等学校大学予科の卒業者にたよることなく、大学入学者が確保されるようになつていていた。すなわち、この大学予科を「卒業」した者は東北帝國大学農科大学進学のみに限られるものの、高等学校卒業者以外に、この時期に唯一、第一次入学資格者として正規の大学に進学することができたのである。なお、大正期に入つて東北帝國大学農科大学を母体に北海道帝國大学が設置されるようになつても、この大学予科は同大学の附属大学予科として存続している。

こうした東北帝國大学農科大学附属大学予科のあり方は、当該大学の予備教育をもっぱらおこなうという点において、またそれを設ける大学も大学予科を「卒業」した者を他の教育機関の卒業者に優先して入学させている点などからして、大学令によつてひとつつの制度類型として現れ、その後ほとんどすべての私立大学に設置された大学予科と、その性格がほぼ同一であるといえ、制度上のモデルとなつたと推測さ

れる。このように、東北帝國大學農科大學附屬大學予科の存在は、大學令による大學予科の制度上の性格を究明する一つの手がかりになると考えられ、その究明を研究課題とする筆者にとつて避けては通る」とはできない重要な研究対象であるといえる。⁽²⁾

そこで本稿では、まず東北帝國大學農科大學附屬大學予科について、その成立について概観するとともに、その制度・規則の上での位置づけについて整理する。そして、同水準の教育機関であつた高等学校大學予科との比較をすることによつて附屬大學予科の性格を浮かびあがらせたい。また、東北帝國大學が誕生した一九一〇（明治四三）年前後において、当時の雑誌などに同大學予科のあり方がどのように受け止められていたかについても考察する。

「東北帝國大學ニ闕スル件」制定の翌日、六月二二日に制定された、「帝國大學令第六条乃至第八条ノ規定ハ當分ノ内東北帝國大學ニ之ヲ適用セス」（第五条）と規定されている。すなわち、帝國大學令によつて大學は複数の分科大學（のちの学部にあたる）からなる総合制を原則としているにもかかわらず、東北帝國大學が農科大學のみの單科でスタートしたのは、あくまでも暫定的なものであることを強調しているのであつた。⁽⁴⁾こうして東北帝國大學農科大學が同年九月一日に設置されることとなる。

勅令二百三十七号「東北帝國大學農科大學官制」⁽⁵⁾では、「農科大學ニ大学予科、土木工学科、林学科及水產学科ヲ附屬」（第五条）すると定められた。このように札幌農學校が改編されたためか、東北帝國大學には農科大學のほかに、その予備教育機関である大學予科および専門學校程度の付設学科（農業実科、土木工学科、林学科、水產学科）を附屬させることとなつたのである。これは東北帝國大學がもつていいた既存の帝國大學とは異なる部分であり、新しい帝國大學のあり方であつたといえよう。特に大學進学をする生徒の教育を大學で行うために附屬大學予科（一学年定員一〇〇名）を設置した点は注目される。

一、東北帝國大學農科大學の誕生
一九〇七（明治四〇）年六月二二日、勅令第二百三十六号「東北帝國大學ニ闕スル件」⁽³⁾によつて「仙台ニ帝國大學ヲ置キ東北帝國大學ト称ス」（第一条）とされ、東北帝國大學が設置されることが決定した。そして、「札幌農學校ヲ東北帝國大學農科大學トス」（第二条）とされ、北海道開拓使の高等教育機關として誕生し、伝統のあつた札幌農學校は東北帝國大學の分科大學の一つである農科大學とされることとなつたのである。

続いて同勅令では「東北帝國大學ノ分科大學及分科大學中ノ各學科

開設ノ期日ハ文部大臣之ヲ定ム」（第三条）、「東北帝國大學總長ノ職

帝國大學に附屬する大學予科は高等学校に準じたものであり、高等

学校の一種として括られる場合も多々あるが、実際はいかなるものであつたのか。本節においては関連法規および規則の側面から、東北帝國大学農科大学附属予科（以下、本節では「大学予科」と略記する）の諸相を明らかにしたい。あわせて、帝国大学の予備教育機関とされていた当時の高等学校大学予科との比較作業もその都度行うこととする。

前節でみたように、官制によつて大学予科は農科大学に「附属」している機関であると、その性格が規定されている。また、『東北帝國大学農科大学一覧』から「東北帝國大学農科大学規則」⁽⁷⁾を見ると、「東北帝國大学農科大学ニ入学スル者ノ為メ大学予科ヲ置ク」と具体的に記され、大学予科はもつぱら東北帝國大学農科大学入学者のために設置されていることが明示されている。一方⁽⁸⁾の時期における高等学校大学予科の場合についてみると、その根拠法令である一八九〇（明治二三）年制定の「高等学校令」では、「高等学校ハ専門学科ヲ教授スル所トス但シ帝國大学ニ入学スル者ノ為メ予科ヲ設クルコト得」と規定されている。こゝから旧制高等学校大学予科は帝國大学入学者のために設置されていたことがわかる。

また「東北帝國大学農科大学規則」から農科大学入学者に関する規定をみると、「本学大学予科ヲ卒業シタル者ヲ以テ其ノ志望スル学科ノ第一年級ニ編入ス」とし、さらに「前条ノ入学志望者ヲ入学セシメタル後猶ホ欠員アルトキハ左ノ資格ヲ有スル者ノ入学ヲ許可ス」と規定され、統いてその資格者が列記されている。この部分から、よりはつ

きりと農科大学と附属大学予科の関係がみえる。すなわち、農科大学へは、附属させている大学予科を「卒業」した者を第一次入学資格者として最優先に「編入」させる⁽⁹⁾こととし、そして高等学校大学予科第二部を卒業した者などは第二次入学資格者として、大学予科からの入学者が満たない場合のみに限つて限定的に入学を許可するにとどまつていたのである。つまり、修業年限三年の農科大学と修業年限三年の大学予科とが一体のものとして考えられていたのである。

このことは大学一覧の英語版における表記をみるとことにより、その性格が一層明瞭となる。すなわち、高等学校大学予科が英語で the Preparatory Course of the Government Higher School と表現され、高等学校のなかの大学進学準備ための一つの課程として示されている一方、大学予科は the College Preparatory School と表記され、存在そのものが特定大学への予備教育機関として示されているのである。⁽¹⁰⁾

次に、大学予科の教員に関する規定に注目したい。比較をするために、「東北帝國大学農科大学官制」⁽¹¹⁾から農科大学の教員についての規定をみると、教授は「勅任」または「奏任」⁽¹²⁾とされ、その役割は「講座ヲ担当シ学生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導」するものとされている。また助教授は「奏任」とされ、「教授ヲ助ケテ授業及実験ニ從事」するものとされていた。一方、大学予科の場合をみると、大学予科の教授は「奏任」、助教授は「判任」⁽¹³⁾であり、その役割は「生徒ノ教育ヲ掌ル」ととされている。この規則の上での教員の身分および役割は、理科大学が仙台に設置されてからの「東北帝國大学官制」（一九一〇

年）、さらに北海道帝国大学になつてからの「北海道帝国大学官制」（一九一八年）にも踏襲されていくこととなる。一方、高等学校大学予科の教員の場合を、「文部省直轄諸学校官制」からみると「教授ハ勅任又ハ奏任トシ助教授ハ判任トス 生徒ノ教育ヲ掌ル」と規定されている。ここから、大学予科の教員は高等学校大学予科の教員と同一の身分、待遇であり、そして同じく「生徒ノ教育」をもっぱら行うという役割を期待されていたことが理解できる。

続いて、学科課程について触れておきたい。【表】は東北帝国大学農科大学附属大学予科および高等学校大学予科第二部の学科課程を表したものである。これをもとに、大学予科の学科課程と高等学校大学予科のそれを比較したい。なお、高等学校大学予科の学科は「高等学校大学予科学科規程⁽¹⁵⁾」により第一部、第二部および第三部の三つに分けられていた。それは進学を希望する帝国大学分科大学によつて分けられたのであり、「第一部ノ学科ハ法科大学及文科大学志望者ニ、第二部ノ学科ハ工科大学、理科大学、理工科大学及農科大学志望者ニ、第三部ノ学科ハ医科大学志望者ニ課スルモノトス」となつていた。つまり、帝国大学の医科大学を除く理科系志望者は高等学校大学予科第二部に在籍していたのである。以下、比較するために便宜上、高等学校大学予科の学科課程は第二部（農科大学進学者の学科課程）のものを取り上げる。

【表】 学科課程 週間授業時数 1907（明治40）年

		倫理	国語	第一 外國語	第二 外國語	数学	測量	物理学	化学	植物学	動物学	地質 及 鉱物学	図画	兵式 体操	計
東北帝国大学	I	不定	3	10	6	5							4	3	31
農科大学	II	不定		9	5	4	3	3	3				4	3	34
附属大学予科	III	1		6	3	3		3	講3 実2	講2 実2	講2 実2	2		3	34

高等学校 大学予科 第二部		倫理	国語	英語	独語 又 仏語	数学	物理	化学	鉱物 及 地質	図画	体操	動物 及 植物	測量	羅甸語	計
東北帝国大学	I		3	8	8	5				4	3				31
農科大学	II			7	7	4	3	3		4	3				31
附属大学予科	III	1		※ 4	4	※ 6	3	講3 実2	2		3	4	※ 3	(2)	29-31

『東北帝国大学一覧 自明治四十年至明治四十一年』および「高等学校大学予科学科規程」（明治33年8月4日文部省令第十三号）により作成。なお、高等学校の学科課程は農科大学入学志望者を対象としたもののみを取り上げた。志望学科によって履修科目および授業時数が若干異なる（※印は志望学科によって異なる科目）。羅甸語は随意科目。

【表】から学科課程をみると履修する科目名はほぼ同一であるが、授業時数にいくらかの相違があることがわかる。大学予科は、東北帝国大学農科大学進学者のために大学に附属したものであり分科大学と

一体としたものと捉えられていたため、農学の基礎となるような科目、例えば理科系科目の実験や「動物学」、「植物学」などが多く配分されているものと考えられる。また、注目されるのは「第一外国語」を高等学校より多く配置していることである。これは、農学の専門学校であつた札幌農学校における予科教育のあり方を踏襲したためと推測される。

大学予科の学科課程の特徴については、東北帝国大学農科大学文武会⁽¹⁶⁾が編集し大学を紹介した当時の本において以下のように触れられている。

大学に入學するに就きて其予科となるべき学科を修得せしむるのだと云ふ点に於ては、聊かも他の高等学校と異つた点はないが、高等学校の第二部は甲と乙とに分れて居て、乙は又理と農とに分れると云う次第だから、同じ二部同じ乙でありながら各其志す所は同一でない。学科の制定にも理と農とに共通する様にしなければならぬのは当然の事である。其結果として学科に長し短しが出来て統一の機を免れない様にもなる。然るにわが大学予科は農科大学に赴かんとするもの、みに設けられたものであるから、三年間の中御相伴に履修せねばならぬ様な学科は勿論無い。数学も第

三学年級まで置いてあり、又動植物の学科実験共に他の高等学校よりは多く、農学に必要な予備教育を十分修得する事が出来る⁽¹⁷⁾。ここでは、農科大学および理科大学への進学を志望する生徒が同一課程で学ぶ高等学校とは異なり、大学予科では農科大学進学のための教育に徹することができ、それゆえ農学の基礎となる予備教育を十分に習得することが可能であるという利点をあげているのである。

なお一九一四（大正三）年九月に「東北帝国大学農科大学規則」の改正によって、農科大学の授業科目が変更されるとともに大学予科の学科課程が変化した。すなわち「数学」の授業時間が削減される代わりに、学科課程の中に随意科目として「歴史」「論理」および「羅甸語」が置かれることとなつた。その「理由書」をみると、設置の理由の第一は農学を経済的に研究する学生に対する予備教育のためであった。また、「歴史は大学に於て課する農史、経済史、農政、殖民論等の予備的学科として必要なみならず、汎く一般学生の常識修養上甚重要」とされたからであった。そして「羅甸語は農学科第三部及畜産学科に於て殊に必要にして、恰も論理か他の諸学科に対し殊に重きを為す」ためであつた。⁽¹⁸⁾このことは、大学予科が大学本科の必要に応じてその教育のあり方を変化させていく余地を持つていた事實を示しているのであり、大学とは独立して存在していた高等学校とは大きく異なる部分であるといえる。

本節の最後に、入学に関する規定についてとりあげたい。大学予科

と高等学校大学予科ともに入学資格を有する者を、「中学校を卒業したる者」、「専門学校入学者検定規程に依る試験検定に合格したる者」、そして「専門学校入学者検定規程第八条第一号の指定を受けたるもの」但某学校の入学に限り指定を受けたる者を除く」と規定し、中学校卒業者およびそれと同等の者を入学資格者としていた。⁽²⁰⁾また入学試験は、

その試験科目については両者とも同一であつたが、試験日は異なつていた。例えば、一九一一年（明治四四）年の例をあげると高等学校の入学試験はすべて同日に行われていたが、大学予科は別の日に行われていたのであつた。⁽²¹⁾しかしながら文部省としては入学試験における取り扱いでは大学予科を高等学校と同一とみなしていた。すなわち、帝国

大学附属大学予科は文部省直轄諸学校ではないが、「東北帝國大學農科大學大学予科ハ直轄諸学校ニアラサルカ故ニ三十六年告示第九六号

ハ当然適用スルコト得ス候へ共取扱上均衡ヲ保ツ為メ同大学予科ヲ直轄学校同様ニ見做シ可然乎⁽²²⁾」として、高等学校など文部省直轄諸学校の入学志願者に対し適用される「同一人ニシテ文部省直轄諸学校中ノ二個以上ノ学校ニ入学ヲ出願シタル者ハ其ノ最前ニ入学ヲ許可セラレタル学校ニ入学スヘキモノトス」などの規定を大学予科の志願者についても適用していた。

三、教育ジャーナリズムにおける評価

東北帝國大學農科大學が設置された前後に、この大学予科について教育ジャーナリズムはどう報じたのだろうか。雑誌記事をみると

より、大学に付属した大学予科がどう受け止められていたかについて明らかにしたい。そして大学予科とは何かについて理解するための一材料としている。

以下①から③は、東北帝國大學の設置（一九〇七年九月）前後の『教育時論』の記事である。

①尚當大学の特色とすべきは、高等なる専門学校を附有しることにて、換言すれば現今之札幌農學校と、大学予科と、大学との三者を合したものなりとす、尚他の言を以てすれば、高等学校第二部、高等農林学、農科大學の三制度を包有せり、この中前二者を合して附屬学科と称し⁽²⁴⁾

ここでは、東北帝國大學の組織について触れている。新しく設置されることになるこの大学には、分科大学のほかに付属教育機関として大学予科や専門学校程度の農業実科が設けられているから、分科大学、高等学校第二部そして専門学校が一緒になつた組織であるととらえているのである。

②吾等は多大の敬意と感興を以て、東北帝國大學札幌農科大學の誕生を祝するものなり。同大學の組織は、旧札幌農學校を本体とし、之に大学の桂冠を頂き、大学予科の新手足を加えたるものにして、我邦旧來の画一的学校政策を打破して、一新生面を開きた

るものなり⁽²⁵⁾

さらに、開学について報じた②の記事では、こうした東北帝国大学農科大学の組織のあり方が、これまでの日本の「画一的学校政策」を打ち破るものであり、教育制度に「一新生面」を開くものであると歓迎している。このように述べられているのは当時、しきりに議論されつつ、一向に解決されていなかつた学制改革の問題⁽²⁶⁾が視野に入っているためであると思われる。そのため大学予科を設置している東北帝国大学農科大学のあり方を、これまでの学制改革問題を解決するための一存在として期待していたものと考えられる。

③現に札幌農学校の諸科と大学予科とを併置し、尚其上に農科大学を置きたれば、実に一大教育機関となりたるにも係わらず、能く統一、秩序、利用経済並び行はれたる故、文部当局者は之を以て、今後学校増設の一模型となし、高等学校をば中学校と併置し、各種実業学校をば、それぞれ同科の甲種実業学校と併置し、又後来大学を設くる場合には、高等学校程度の学校と併置せしむべし、換言すれば高等教育機関をば、同種類の中等教育機関と併置し、以て人物及経費の利用を図るべし⁽²⁷⁾

同様のとらえ方をしているのが③の記事である。ここでも、大学予科を付設した東北帝国大学の組織が、今後増設される教育機関の「一

模型」となると判断する。つまり大学予科が併置されている事実を積極的に評価しているのである。

前節で取り上げた『東北帝国大学農科大学』においても、以下のように大学に付設された予科の利点があげられている。

も一つわが大学予科の組織が他の高等学校に勝つて居るのは、科が農科大学に専属して居るから、課目によつては、大学の教官が予科の講義に出席せらるゝ事が専くない事である。是れは相互に甚だ好都合である。我等が大学に進む時にも講堂に立つ教官は相識——少くとも面識——ある方々であるから教官も我等を識り我等も親み易い。又科は大学構内にあるのだから、先輩大学生と相往来する様になるのは物の自然で、耳にし目にする所は常に新しい術語珍らしい事実である。斯くて不知不識の間に専門的の智識を得、己が専攻学科を定むるにもこよなき羅針を得るのである。斯の如きは他の高等学校に求め易からざる便宜だと言はねばなるまい。⁽²⁸⁾

徒が常に農科大学生と接觸する機会があり、予備教育の段階においても學問的な雰囲気のなかで学生が感化されるというのである。いわば潜在的カリキュラムの要素に着目しているのである。ここであげられた二点は高等学校においては決してありえない、大学予科—大学の六年間、同じ環境に身を置くことのできるという一貫教育の利点があげられているのである。

ここで取り上げた記事における大学予科への評価は概して高いものであり、その存在意義が積極的に受け止められているといえる。しかしながら、東北帝國大學農科大學に大学予科が設置されたのは、必ずしもこうしたことを意識した上でなされたわけではないことに注意しなくてはならない。まず、大学予科が設置されたのは第一に札幌農學校時代に予科（予修科）を設けていたため改編がたやすかつたものと推測される。また、東北帝國大學農科大學が札幌という東京からみて遠隔地に位置していたため、学生を充足するという観点から予科設置が不可欠であつたことが考えられる。このことは一九一八（大正七）年に制定された大学令の制定過程をみるとよりいくらか明らかになる。すなわち、大学令には予科の規定が盛り込まれたが、枢密院本会議において文部省専門學務局長松浦鎮次郎はその趣旨について説明した際に「北海道大學ニ於テハ土地ノ遠隔其ノ他特別ノ事情アリテ、現ニ予科ヲ置キ今後尚當分之ヲ置クヘシ」と述べている。⁽²⁹⁾この部分は資料の発掘によつて今後、明らかになければならない課題である。

おわりに

本稿では、東北帝國大學農科大學附屬大學予科のあり方が、後の大學生による大学予科の制度上のモデルになつたという推測のもとに、その性格の一側面を明らかにしようと試みた。最後に明らかになつた部分を列記しておきたい。

まず、大学予科の法制、規則の上での位置づけについて考察したが、ここから東北帝國大學農科大學附屬大學予科はあくまでも、農科大學の「附屬」であり、大学と一体としたものと考えられていたことが明らかになつた。これは特定大学の予備教育を行つていて大学令に基づく大学予科と同様の性格とみることができ、ここが高等学校との大きな違いであつたといえる。そのためであると考えられるが、学科課程については、高等学校大學予科の農科大學進学者のための課程とまったく同一というわけではなく、ある程度大学予科独自の科目や時間の配分がなされていたのであり、後になつても高等学校とは異なり、大學本科の必要に応じてその科目、授業数を変化させていくという事実があつた。

また、大学予科の教員の身分・待遇やその役割、そして生徒の修業年限、入学資格、入学試験における取り扱いについては高等学校と全く同一であった。そして、興味深いことにこの時点において大学予科は大学令に基づくものと異なり高等学校と同様に生徒は「卒業」することとなつていたのである。

最後に、教育ジャーナリズムにおいての大学予科の位置づけについて考察を行つたが、ここから大学予科の存在、特に予科一本科という一貫教育のあり方が積極的に評価されており、学制改革問題に風穴を開けるものとして期待されていたことが明らかになつた。

本稿では、創設時の東北帝国大学農科大学附属大学予科に着目したに過ぎない。今後は、帝国大学予科のあり方が、大学令以後における私立大学の大学予備教育に与えた影響などについて公文書等の資料の涉獵を通じて明らかにしたいと考える。

(2) この時期における旧制高等学校の制度について簡略に触ると、一九一八年の高等学校令によつて、高等学校が明確に「男子ノ高等普通教育」をおこなう教育機関であると規定される以前においては、法令上、

帝国大学進学者のための高等学校大学予科だけでなく、医学部、工学部等が存在していた。しかしながら、医学部、工学部は進学者が少なく、次第に高等学校から独立し、単独の高等教育機関に改変された。つまり実質上、高等学校は大学予科のみの大学予備教育機関であつたといえる。覧田知義『旧制高等学校教育の展開』(ミネルヴァ書房、一九七五年)。

(3) 筆者は、大学令に基づく私立大学予科についての考察を課題としている。拙稿「大学令による私立大学予科の設立意義とその性格をめぐる一考察——慶應義塾大学、早稲田大学の事例を中心にして——」『関東教育学会紀要』第三〇号(二〇〇三年)を参照されたい。なお、筆者の関心(＝大学令による大学予科のモデルの解明)から以外にも、東北帝国大学農科大学附属大学予科を考察する意義が認められる。たとえば、寺崎昌男は「大学の付設的教育課程——それは大学のもつてゐるもうひとつ顔である」と述べ、大学の姿を明らかにするために付属教育機関に着目する重要性を説いている。「付設教育課程」、寺崎昌男

『プロムナード東京大学史』(東京大学出版会、一九九二年)、一五〇頁。

(3) 「史料」、『北大百年史 通説』(一九八一年)、九九〇頁。

(4) 理科大学は一九二一年に仙台に設置される」ととなる。

(5) 「史料」、『北大百年史 通説』、九九〇頁。

(6) 水野一「予科教育の特色」、『同前書』六七一一六八四頁など。旧制高等学校史研究などをみると、旧制高校のひとつとしてみなされる例が散見される。その際には官公立大学予科は含められるが、私立大学予科は含められることは少ない。

(7) 「東北帝国大学農科大学規則」、『東北帝国大学農科大学一覽 自明治四十年至明治四十二年』(一九〇七年)、一七一七二頁。

(8) 「修了」ではなく、「卒業」となつてゐる点は注日すべき点である。大学令(一九一八年制定)では、大学予科は「修了」するものと規定されている。

(9) *The Tohoku Imperial University, College of Agriculture Catalogue 1909-1910* (一九一〇年)。

(10) 「史料」、『北大百年史 通説』、九八五頁。

(11) 勅令によつて官吏に任命すること。戦前において官吏は高等官と判官に分けられていた。高等官は任命の形式によって勅任官と奏任官に分けられており、勅任官は勅命によりより任命された。また奏任官は、内閣総理大臣が奏請して勅裁を得て任命された。百瀬孝『事典 昭和戦前期の日本 制度と実態』(吉川弘文館、一九九〇年)、九三一九四頁。

(12) 内閣総理大臣などの機関の長官が奏薦して任命すること。

(13) 各省大臣、府県知事などの権限で任命すること。判任官は大権の委任にもとづき、行政各庁において任ずる官吏であつた。百瀬孝『前掲書』、九五頁。

(14) 旧制高等学校資料保存会編『旧制高等学校全書 第二卷 制度編』(丸善、一九八〇年)、三九一四〇頁。

(15) 『同前書』、八八一九四頁。

- (16) 東北帝國大學農科大學文武会は、札幌農學校時代から続く学生・生徒および教員の組織であり「会員ノ智徳ヲ研修シ、体育ヲ獎励シ、一致結合ヲ謀ル」ことを目的としていた。『北大百年史 通説』、一四五頁。
- (17) 東北帝國大學農科大學文武会編『東北帝國大學農科大學』（富貴堂書房、一九一〇年）、一三三頁。なお本書は、前身である札幌農學校時代における『札幌農學校』に統いて同文武会から刊行されたものであり、有島武郎らが編集したと言われている。『北大百年史 通説』、二〇〇頁。
- (18) 北海道帝國大學編『創基五十年記念 北海道帝國大學沿革史』（北海道帝國大學、一九二六年）、一七六頁。
- (19) 『同前書』、一七七頁。
- (20) 博文館編輯所編『全國男女遊學案内』（博文館、一九一二年）、四五九、四七六頁。
- (21) 『同前書』、四六九、四七六頁。
- (22) 「東北帝國大學農科大學大学予科ハ入学出願者取扱上直轄諸学校ト看做ス」（明治四十年八月十七日未雑專一一六号専門學務局伺定）、「文部省例規類纂」（帝國行政学会、一九二四年）、五九五頁。
- (23) 「明治三十六年四月三十日文部省告示第九十六号」では「同一人ニシテ文部省直轄諸学校中ノ二個以上ノ学校ニ入学ヲ出願シタル者ハ其ノ最前二入学ヲ許可セラレタル学校ニ入学スヘキモノトス但シ同時ニ二個以上ノ学校ニ入学ヲ許可セラレタル者ノ入学スヘキ学校ハ本人ノ選択ニ任ス」と定めていた。教育史編纂会編『明治以降教育制度癡達史』第四卷（龍吟社、一九三七年）、三五九頁。
- (24) 「時事彙報」、「教育時論」第八一六号（一九〇七年二月）、三三三頁。
- (25) 「時事彙報」、「同前書」第八〇七号（一九〇七年九月）、四六頁。
- (26) この時期、学制改革問題とりわけ高等学校制度の改革が叫ばれていた。
- (27) 「時事彙報」、「教育時論」第八一六号（一九〇七年二月）、三三三頁。
- (28) 東北帝國大學農科大學文武会編『前掲書』、一三三一一三五頁。
- (29) 大学予科の設置趣旨に関する枢密院顧問官から質問に対する松浦鎮次

郎の枢密院本会議（一九一八年一一月二七日）における答弁である。ここでは、大学令では学部入学者は高等学校卒業者からとることを原則としているが、それに限定すると公私立大学は入学者を獲得することができるず、「窮境」に陥ってしまうので、これらの大学には入学者確保の観点から予科設置を「例外的」に認める方針だと趣旨が述べられている。以下はその箇所である。「大学ニ予科ヲ置クノ件ニ付テハ、従来大学側ニ於テ学生ヲ自大学予科ヨリ取ルヲ可トストノ考アリ、今回ノ改正ハ此ノ考ヲ助長スルノ嫌ナキカトノ御質問ナルカ、本案ニ於テハ大体大学学生ヲ高等学校卒業者ヨリ取ラシムルノ趣旨ナリ、帝國大学ニ於テハ現ニ高等学校卒業者ヲ取ル、唯北海道大学ニ於テハ土地ノ遠隔其ノ他特別ノ事情アリテ、現ニ予科ヲ置キ今後尚當分之ヲ置クヘシ、其ノ他ノ帝國大学ニハ付属予科ヲ置クコトナシ、唯今回大学令ニ於テ予科ノ制ヲ置キタルハ、本令ハ公私立大学ヲ認ムルモノナルカ故ニ、特別ノ必要アル場合ニ限り、例外的ニ付属予科ヲ置クコトヲ許スノ趣旨ナリ、蓋シ今日専門学校令ニ依り設立セラレタル公私立学校ニハ、現ニ数年ノ予科ヲ置クモノアリ、此ノ中今後大学ト為ルモノアルヘキカ、其ノ学生ヲ高等学校卒業者ニ限ルトセハ、事實上学生ヲ得ルコト能ハサルノ窮境ニ陥ルヘシ、即チ公私立大学ニ於テハ付属予科ヲ必要トスルコトアリ、例外的ニ之ヲ許スノ趣旨ナリ」、「枢密院會議筆記 大学令高等学校令 大正七年十一月二十七日正」国立公文書館所蔵 『資料枢密院會議事録』二〇、東京大学出版会、一九八五年）。